

訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー基本問題集上巻'18』の内容を一部訂正させていただきます。発行の時点で、施行規則や運営基準等の厚生労働省令、介護報酬の算定基準等の厚生労働省告示が公布されていませんでしたが、3月末に公表されましたので、内容を吟味し、訂正を加えさせていただきます。

2018年5月22日更新-----

【該当ページ】 p205 問題 168

解説

(4) × 特定事業所集中減算は、2018年4月から、居宅サービスのうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与に限定して適用されることになった。集中の割合が80%を超えた場合に適用される。

↓

(4) × 特定事業所集中減算は、2018年4月から、居宅サービス等のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与に限定して適用されることになった。集中の割合が80%を超えた場合に適用される。